

文 書 番 号
年 月 日

三 重 県 知 事 宛て

住 所
学校法人 ○ ○ 学 園
理事長

住 所
学校法人 ○ ○ 学 園
理事長

学 校 法 人 合 併 認 可 申 請 書

このたび、学校法人○○学園に（と）学校法人△△学園を合併したいので、私立学校法第 52 条第 2 項及び同法施行規則第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

（添付書類）

1. 合併の理由書
2. 合併の時期
3. 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類
4. 合併申請者が私立学校法第 55 条の規定により選任された者であることを証する書類
（合併により新たに学校法人を設立する場合に限る。）
5. 合併契約書
6. 合併後存続する学校法人又は合併によって設立する学校法人の新寄附行為
7. 合併前の各学校法人について次に掲げる書類
 - （1）寄附行為
 - （2）財産目録
 - （3）不動産の権利の所属についての登記所の証明書類（登記事項証明書（全部事項証明書））等
 - （4）不動産その他の主たる財産について、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
 - （5）設置する学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎、寄宿舎等の配置図及び平面図
 - （6）賃借対照表
8. 合併後存続する学校法人又は合併によって設立する学校法人について次に掲げる書類
 - （1）合併後 2 年の事業計画及び収支予算書
 - （2）役員 の 就 任 承 諾 書、履 歴 書 及 び 誓 約 書
 - （3）役員 の うち に、各 役 員 に つ い て、そ の 配 偶 者 又 は 3 親 等 以 内 の 親 族 が 1 人 を 超 え て 含 ま れ て い ない こと を 証 す る 書 類（宣誓書）。監事は当該学校法人の理事、評議員又は職員（校長、教員そ

の他の職員を含む)と兼ねていないことを証する書類(宣誓書)

(4) 設置する学校の学則

(5) 新学校法人及び学校の組織表

9. 合併前の各法人の沿革

10. その他必要と認められる書類

(留意事項)

(1) 新設合併の手続きは、概ね、学校法人設立の場合に準ずるので添付書類の作成例を参照のこと。なお、この場合の申請は、合併する各学校法人において選任した者が共同で行うこと。

(2) 吸収合併の手続きは、概ね、合併後引き続き存続する学校法人の寄附行為を変更することによって行われるので、添付書類の作成例を参照のこと。

なお、この場合における申請は、当事者である双方の法人が共同で行うこと。

(3) 合併契約書

合併契約書は、合併しようとする学校法人間で締結するものであり、次の事項について条文化すること。

ア 吸収合併か新設合併か

イ 合併後の役員構成

ウ 設置する学校の取扱い

エ 教職員、生徒等の取扱い

なお、新設合併の場合は、新設法人の目的、名称、事務所の所在地等を併記すること。

(注)

1. 準学校法人の場合は、本文中の根拠条項を「私立学校法第 64 条第 5 項において準用する同法第 52 条第 2 項及び同法施行規則第 8 条において準用する同法施行規則第 6 条」と記載すること。
2. 申請書の提出部数は、正・副各 1 部とする。